

取引規程類の2022年4月改定に向けた意見募集にて受領したご意見およびご回答一覧

受付順 No	受領データ貼付					回答
	意見 対象	条番号 ガイド ページ	ご意見	具体的提案	理由	
1	取引ガイド	3	現行の取引ガイドでは蓄電池（ポジワット）は想定されておらず参入要件を満たさないと記載があります。一方、今回改定予定の取引ガイドでは蓄電池の記述は削除されており、蓄電池リソースの扱いが不明です。蓄電池は今後増加し需給調整市場のリソースとして大いに期待されるため、今回改定予定の取引ガイドで蓄電池の扱いを明確に記載していただきたいです。			取引ガイド（三次調整力②）の4スライドにて、市場に参入できる「発電リソース」の事例として、「…蓄電池等を用いて逆潮流（ポジワット）のみによりΔkWを供出するリソース」を記載しております。 なお、揚水発電設備や蓄電池を用いて需給調整市場に参入する場合、設備形態等について確認を行いますので、属地エリアの一般送配電事業者にご相談をお願いいたします。
2	取引ガイド	178	三次調整力①の初回取引（2022/3/22）にあたり、「実需給日が属する年度ごとに定め、毎年度3月末までに翌年度の売買取手数を公開する」としては、入札時点で売買取手数を適正に反映できないおそれがあるため、取引開始前に公表することは可能か。		取引会員としては売買取手数を確実に反映するためにも取引の数日前には公表していただきたいが、算定スケジュールの都合もあるため、3月末から早めることが可能かどうかを確認させていただきたい。	当該年度の売買取手数を踏まえて入札を行っていただく必要がございますので、実運用上は、週間商品の初回入札より先行して売買取手数単価を公表させていただきます。
3	取引ガイド	104	「※1 基準値計画の未提出または不備がある場合、供出可能量はゼロとして扱います。」とあるが、ネガポジリソース（1地点）にて、ポジ側でΔkW抛出する場合、基準値計画の提出は不要でよいのか。		基準値計画の提出要否は、実運用やシステム構築に影響を及ぼすため確認させていただきたい。	事前審査の際に、逆潮流（ポジワット）のみを活用してΔkWを抛出するリソースとして審査を受けている場合、取引ガイド（三次調整力②）の4スライドに記載している発電リソースとして取扱うため、基準値計画の提出は不要となります。 事前審査の際に、1地点で需要抑制（ネガワット）および逆潮流（ポジワット）を調整力として活用し、ΔkWを抛出するリソースとして審査を受けている場合は、ネガポジ型リソースとして取扱うため、基準値計画の提出および発電販売計画の提出が必要となります。 各種計画提出等については、入札するリソースに応じて適切に提出していただく必要があります。
4	取引ガイド	115	ネガポジリソース（1地点）にて、ポジワット抛出予定で入札・約定した後、ネガワット抛出に変更したい場合、GCまでに発電販売計画および基準値計画を適切に提出すればアセスメント上は問題無い認識でよいのか。（代替申請は不要でよいのか。）また、逆の場合（ネガワット⇒ポジワット）も同様に問題無い認識でよいのか。		計画提出方法は、実運用やシステム構築に影響を及ぼすため確認させていただきたい。	約定時間帯のΔkWの供出方法に依らず、事前審査の際に、1地点で需要抑制（ネガワット）および逆潮流（ポジワット）を調整力として活用するネガポジ型リソースとして審査を受けている場合、発電販売計画の提出および基準値計画の提出が必要となります。その場合、発電販売計画がGCまでに、基準値計画が約定した商品ブロック開始時刻の1時間前までに適切に提出されていれば、アセスメントIにおいては問題ございません。
5	取引ガイド	19	各リスト・パターンの例のうち、発電機リスト・パターンは、契約受電電力1,000kW以上の発電リソース（年間を通してリソースごとの供出可能量が1,000kW未満であることを属地エリアの一般送配電事業者が認めたとき）と、1,000kW未満の発電リソースを組み合わせる発電機リストパターンを組成すればよいということだが、具体的な例を提示いただきたい。	例えば1,000kW以上の発電リソースの一部を利用（切り出し）して、1,000kW未満の発電リソースと組み合わせることは可能か。	1,000kW未満の発電リソースの抛出是非の検討にあたって詳細を確認させていただきたい。	例えば、契約受電電力は1,000kWを超えているが、発電機の特性等により、時期によって最低入札量（簡易指令の場合1,000kW）以上の調整力を供出できないような発電リソースについては、発電機リスト・パターンを組み合わせることが可能となります。 発電機リスト・パターンを組み合わせることが可能か判断が難しい場合は、属地エリアの一般送配電事業者にご相談をお願いいたします。
6	取引規程	P62 取引規程別冊 第39条 (4)他	取引規程第39条(4)において「約定したリソースが電源Ⅱ契約等を締結しΔkW約定量以上の余力の部分を使用した時間を含む場合」はアセスメントⅡの対象外であるものの、但し書きにて「ΔkWの約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認できない場合はこの限りではない」と規定されているため、ΔkW約定量の範囲内においては指令への追従を確認するものと考えられる。 この場合、関連する規定（取引規程第39条(3)）にもとづきΔkW約定量の範囲内においては、許容範囲を算定し供出電力（1分）が滞在しているかを確認するものとするが、原則として余力部分を活用した時間を含む30分コマがアセスメントⅡの対象外であることを踏まえると、「30分コマ単位」で許容範囲が拡大される認識で良いか。			三次調整力①において、許容範囲は指令値をもとに1分単位で算定いたします。そのため、ご質問の事例においては、30分コマ単位ではなく、余力部分への指令が出た時点から許容範囲を拡大します。 「約定したリソースが電源Ⅱ契約等を締結しΔkW約定量以上の余力の部分を使用した時間を含む場合」における指令への追従を確認する方法について取引規程において明確化いたします。
7	取引ガイド (三次②)	18	「発電リソースと同地点の需要リソースを用いて・・・」と「発電リソース」が主語で記載されている記述が幾つかありますが、コジェネ等の自家発による需要抑制+逆潮流も含まれている認識でよいでしょうか。念のための確認です。			ご認識のとおりです。

受付順 No	受領データ貼付				回答	
	意見 対象	条番号 ガイド ページ	ご意見	具体的提案		理由
8	取引ガイド (三次②)	18	レ5つ目、「コジェネ等の自家発による需要抑制+逆潮流」で1受電点で1,000kW以上の供出となるネガポジリソースが、AC事業者として複数の契約先を有している場合・・・ (1) それぞれに系統コードが付与されるのでしょうか (2) それともネガポジリソース内で系統コードが付与される上記ネガポジリソースは1つでしょうか。 (3) それぞれに系統コードが付与される場合、各系統コード毎に指令送信されるのでしょうか。			取引規程第19条6項に記載のとおり、複数の系統コード間で、同一のリソースを用いることはできません。 なお、指令の単位は、系統コード単位で送信いたします。
9	取引ガイド (三次②)	18	「契約受電電力が1,000kW以上の発電リソースは・・・ユニット単位で入札・・・系統コード取得」とありますが、系統コードごとに指令送信されるという認識で合っていますでしょうか。蓄電リソースを想定した念のための確認質問です。			ご認識のとおりです。
10	取引ガイド (三次②)	68	取引ガイドでは需要家リスト・パターンのネガワットリストについて、登録数は「任意に増減可能」と記載されております。 各パターン・リスト(発電・需要・ネガポジ)へ登録可能な最大リソース数は幾つでしょうか。ACシステム側の仕様を合わせたいと考えております。			各リスト・パターンにおいて、需要リソースは最大9,999件、発電リソースは最大999件登録することができます。 なお、ネガポジリスト・パターンでは各リソースの最大件数まで登録できます。
11	取引ガイド (三次②)	100	コジェネを活用したネガポジリソースでの逆潮流分について、「基準値計画」とは別に「発電販売計画」の提出が必要となるのでしょうか。			ネガポジ型リソースの場合、発電販売計画と基準値計画の両方の提出が必要となります。 取引ガイドで明確化いたします。
12	取引ガイド (三次②)	109	1エリア内において三次調整力②で付与される系統コードの最大数は発電機単体リソースを除き、3つまで(発電機リスト、需要家リスト、ネガポジリスト各1つ)でしょうか。			ご認識のとおりです。 なお、地点単位で供出可能量が1,000kW以上となるネガポジ型リソースについては需給調整市場参入にあたり別途系統コードを発番いたします。
13	取引ガイド (三次②)	109	1エリア内において三次調整力②①において、発電機単体リソースを複数所有(もしくは運用委託を受けている)している場合、付与される系統コードの最大数は幾つまででしょうか。			契約受電電力1,000kW以上の発電機については、発電量調整供給契約で使用する電力広域的運営推進機関にて発番されている系統コードを用いて需給調整市場に参入していただきます。 なお、契約受電電力1,000kW未満の発電機については、発電量調整供給契約で使用する系統コードではなく、発電機リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンで、それぞれ系統コードを取得いただけます。
14	取引ガイド (三次②)	101	計画提出フローのネガポジリストパターンにおいて、発電リソースを用いる場合と需要リソースを用いる場合に限る計画しか記載されておらず、ネガポジ型リソースの発電販売計画及び基準値計画の提出方法が記載されておらず不明です。 ネガポジ型リソースの場合、発電販売計画と基準値計画の両方の提出が必要と思われるのですが、具体的な提出内容を明確化していただきたい。	ネガポジ型リソースの場合の計画提出方法の説明を追加いただきたい	ネガポジ型リソースの場合、発電販売計画と基準値計画の両方の提出が必要と推察されますが、具体的な提出方法が分からないため	ネガポジ型リソースの場合、発電販売計画と基準値計画の両方の提出が必要となります。 取引ガイドで明確化いたします。
15	取引ガイド (三次②)	42	瞬時供出電力の算定方法について、発電リソースと需要リソースを用いる場合の処理のみで、ネガポジ型リソースの場合の算定方法が不明です。	ネガポジ型リソースの場合の瞬時供出電力の算定方法を明記いただきたい	ネガポジ型リソースの場合発電リソースと需要リソースの両方が当てはまるため、損失率補正の取り扱いなどが分からないため。	ネガポジ型リソースの場合の瞬時供出電力の算定方法は取引ガイド(三次調整力②)42スライド④に該当いたします。 取引ガイドで明確化いたします。
16	取引ガイド (三次②)	62	記載項目に「発電方式、電源等種別および火力燃料種別、電圧区分」とあるが、そもそも需給調整市場三次調整力②の要件に上記の内容は関係ないため、上記の情報の記載は不要のはず	項目の削除	取引で判断するために必要な情報は記載する必要がある。しかし、「調整電源の運用状況の確認」だけの理由では不十分です。例えば、燃料種別(石炭、LNG)などの情報がわかっても調整力に対して何を判断するのでしょうか?	調整力公募において監督官庁への報告が必要となっている項目であり、需給調整市場においても同等の扱いとさせていただいております。 調整力確保に関する検証および将来に向けた各種検討に活用させていただくため、原案の通りとさせていただきます。

受付順 No	意見 対象	条番号 ガイド ページ	受領データ貼付			回答
			ご意見	具体的提案	理由	
17	取引ガイド (三次②)	63	以下の記述があります。この場合、メーカーであるA社が顧客の性能などを証明することであれば、問題ないと解釈できます。しかし、A社の工場にある自家発電設備でA社の発電設備の性能証明をする場合は、同じ当事者となり、使用できないという解釈になるのでしょうか？ この場合、顧客はA社の試験成績書が使えますが、A社は自社の発電設備の性能データで試験成績書などが使えないということになり、公平ではないと考えられますが、いかがでしょうか？ 【事前審査の記述の該当部抜粋】 ①性能データに関わる提出資料について、「当事者以外が作成したもので現状の機能を反映した最新のものとする」 ②考え方「・当事者が作成した書類等を採用した場合、第三者の牽制が効かず、適正な審査ができない恐れがあるため、信頼性の懸念があり、他事業者と公平性に欠ける」	例外規定の追記	メーカー、請負事業者などの自社工場で、自社設備で需給調整市場に参入する場合、当事者が同一となりうることから、システムなど自動により保存された実績データを採用することは可能とする。	当事者が作成した試験成績書を採用した場合、第三者の牽制が効かず、適切な審査ができないおそれがあり、信頼性の懸念があるため不可とさせていただきます。 なお、稼働実績データにつきましては「システム自動により保存された実績データも採用可」として整理させていただきます。
18	取引ガイド (三次②)	71	発電機単体、DSRの例がありますが、ネガポジ型リソースの場合、両方関係します。具体的に図示ください。		ポジワットを認めると、結果として、DSRの基準値ではなく、発電計画のみで結果を判断することになるのではないかと不明確であるため、図示いただきたい。	ネガポジ型リソースの場合の事前審査のイメージについて取引ガイドに追加いたします。
19	取引ガイド (三次②)	84	ネガポジ型リソースの場合、ネガワットで試験するのでしょうか？ポジワットで試験するのでしょうか？それとも、両方の状況を確認するのでしょうか？具体的に図示ください。		縦軸が実績データとありますが、これは需要削減のイメージではないでしょうか？ポジワットと需要削減が混じったときの試験方法で不明確な点があるため、図示いただきたい。	ネガポジリスト・パターンの試験はネガワット側とポジワット側の両方の状況を同時に確認いたします。 取引ガイド（三次調整力②）84スライドはネガワット側とポジワット側の供出電力を合成した後のイメージとなります。 上記スライドは実働試験における出力変化量指令の共通イメージとなりますので、原案のとおりとさせていただきます。
20	取引ガイド (三次①)	63	ネガポジ型リソースは直前計測型が適用可能でしょうか		需要家リストパターンは直前計測型と事前予測型の選択が可能です。発電機は発電計画を基準としている。ネガポジ型リソースは両方の特性を持っており、事前計測型が適用可能か、整理しておくべきである。	三次調整力②ではネガポジ型リソースは、直前計測型は適用不可と整理されております。三次調整力①ではネガワット型に対しては、直前計測型も選択可能とすることから、ネガポジ型に対しても、ネガワット部分の基準値については、直前計測型も選択可能といたします。一方、ネガワット型に加えてネガポジ型にも直前計測型を適用するためにシステム改修が必要であり、システム対応可能時期については現在検討中であることから、適用時期等の詳細については2023年4月改定予定の取引規程にて定めます。
21	取引ガイド (三次①)	26	機器個別計測による需給調整市場への参加を認めていただきたい。		受電点計測の場合、調整機能を持たない負荷などによる変動を調整機能を持つリソースで吸収したうえで、受電点の電力を指令値と一致するように制御する必要があります。 調整機能を持たない負荷の変動を吸収するために、リソース単体での調整可能な容量の大半使うため、リソース単体で参加する場合に比べて、需給調整市場に参加できる容量が減少する。	機器個別計測については、電気計量制度の合理化の詳細設計、および他の関連諸制度との関係等、こうしたベースとなる前提条件の整理を踏まえて、調整力の評価方法や、想定される不正行為およびその防止策等について国、一般送配電事業者、広域機関にて、連携し詳細を検討中となります。
22	取引ガイド (三次②)	4	系統用蓄電池は単体で1,000kW以上のネガポジ型リソースに分類され、1リソースだけのリストにしかできないという認識でよいのか。前述が正しい場合、ネガポジ型リソース（地点単位の供出可能量が1,000kW以上）として事前審査に合格した場合、実需給断面において、当該系統用蓄電池のSOCに応じ、基準値を0kWとして提出することに制約はないという認識で相違ないか。		系統直付け蓄電池を想定しており、実需給直前（1時間前）のSOCの状況によっては、基準値を0kWにし、逆流のみを実施したい場合もあると想定しているため。	ご認識のとおりです。 基準値計画（需要計画）については、0kWhで提出することに制約はございません。
23	取引ガイド (三次②)	33～36	トランスデューサ等の検定は不要か。検定が不要とすると、「アセスメントに必要な計量」という行為は計量法にもとづく「取引・証明のための計量」に該当する行為ではなく「確認のための測定」ではないのか。 「計量法にもとづく計量器（電力量計）」を別途つけなければならない理由は何か。（非検定電力量計ではだめなのか）			アセスメントに必要な計量は、計量法にもとづく「取引・証明」のための計量に該当する行為ではございませんが、調整力としての応動評価を公平・適切に行う必要があります。応動評価に用いる計量器の性能・精度を担保するため計量法にもとづく計量器同等電力量計を設置いただくことを設備の要件とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いたします。

受付順 No	受領データ貼付					回答
	意見 対象	条番号 ガイド ページ	ご意見	具体的提案	理由	
28	取引ガイド (三次②)	91	「三次調整力①と三次調整力②のいずれにも入札できる需要家リスト・パターンの場合、供出を希望する実需給日の同一の時間帯において既に三次調整力①に約定しているときは、当該需要家リスト・パターンを用いて三次調整力②の入札をすることはできないものとします。」とあるが、ネガポジリスト・パターンと発電機リスト・パターンにおいて、単独の発電機の供出可能量が明確に切り分けて評価可能な場合は、すでに三次調整力①に約定している場合であっても、入札量上限から三次調整力①に約定した当該リスト・パターンのΔkW約定量を差し引いた量を超えない量については、三次調整力②にも入札可能という認識でよいか。単一商品にしか入札できない仕組みとなると現在検討されている一次～三次①の複合約定には参加できない慮がある。			需要家リスト・パターンにおいて第17回 需給調整市場検討小委員会 資料2-3で週間商品である三次調整力①と前日商品である三次調整力②の同時時間帯の入札は不可と整理されております。 発電機リスト・パターン、ネガポジリスト・パターンについても上記整理と同様に三次調整力①と三次調整力②での同時時間帯での入札は不可となります。 なお、週間商品である一次～三次①の複合約定については、第22回 需給調整市場検討小委員会 資料2にて認められております。
29	取引ガイド (三次②)	92 109	p. 92においては、「三次調整力②の需要家リスト・パターンを兼ねることができ三次調整力①の需要家リスト・パターン」との記載がある一方で、p. 109においては「各リスト・パターンを用いる場合は、「属地エリアごと」、「リスト・パターン種別ごと」、「商品区分ごと」、「基準値設定方法ごと」に、原則として1系統コードを取得していただきます。」「なお、異なる系統コードに属するパターン間でリソースを重複して登録することはできません。」との記載があり、3次①と3次②において、同一の各リスト・パターンをマルチユースできないように読める。3次②に合格済の各リスト・パターンを3次①に参入したい場合の属地TSOへの申込方法が不明確である。 すでに3次②に合格済みの各リスト・パターンを、3次①にも参入させたい場合、現行の3次②で取得済みの系統コードおよび各リスト・パターンにて、3次①の事前審査を申込みことは可能なのか。			三次調整力①以降の週間商品における発電機リスト・パターン、ネガポジリスト・パターンの運用方法については、2024年度の導入に向けて検討されております。 取引規程、取引ガイド等についても、導入1年前を目途に別途作成のうえ、意見照会等させていただきます予定です。
30	取引ガイド	125 130	需給調整市場における3次②と容量市場における発動指令電電源で同時約定した場合のアセスメントⅠ・Ⅱ/kWh精算/ペナルティの考え方について、2020年9月の第19回需給調整市場検討小委員会の議事録(p. 6~7)上、「今後再検討する」という内容で終了しているが、その後検討状況に進展はあったのか。 (第19回需給調整市場検討小委員会 資料3) https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/jukyuchousei/2020/files/jukyu_shijyo_19_03.pdf 仮に3次②および3次①と発動指令のコマが一部重複した場合において、それぞれの市場からの指令量が異なることにより、いずれかの市場のリクワイアメントに対応できなかった場合、未達となった側の市場においてペナルティが課されるという認識で間違いないか。(当該箇所:p. 27) 例)3次2(12-15時:0%指令)発動指令電電源(14-17時)で、14-15時の2コマが重複した場合、当該2コマにおけるペナルティについては、以下の認識。 (1)発動指令に応じるべく、容量確保契約容量分を放電した場合、3次2においては当該2コマが要件不適合となり、ペナルティ対象となる。 (2)3次2の0%指令に応じるべく、放電をしなかった場合、容量市場において発動指令容量未達となり、ペナルティ対象となる。 上記の整理のままであれば、両市場でのマルチユースは難しいため、次に記載の具体的提案内容についてご検討いただきたい。	重複コマにおいて、各市場からの指令量が異なることに起因し、各指令量に応じることができなかったとしても、当該コマにおいては、ペナルティが発生した側の市場において、ペナルティ対象外とする、等の緩和策を検討いただきたい。	3次②に参入している需要リソースについては、容量市場の発動指令電電源としてもマルチユースを検討しているケースが多く、発動コマ重複によるペナルティの発生により、本来調整力として得るべき対価を損失することになるため。	第19回需給調整市場検討小委員会において、委員からの指摘をもとに必要に応じて資料修正を行うことが事務局より示され、後日、内容修正後の資料が公表されております。その中で、3次②と発動指令電電源で同時約定した場合のアセスメントⅠ、アセスメントⅡ、kWh精算方法等が改めて示されております。詳細については、電力広域的運営推進機関のHPをご確認ください。
31	取引ガイド (三次②)	126	説明文においては、供出可能量=(合計発電上限電力-合計発電計画電力)+ (合計基準値電力-合計需要抑制計画電力) -電源Ⅰ契約等契約電力※1 ※1 電源Ⅰ周波数調整力契約、電源Ⅰ需給バランス調整力契約および電源Ⅰ' 厳気象対応調整力契約の契約電力 とあるが、電源Ⅰ契約等契約電力には、発動指令電電源は含まれないとの認識でよいか。		第19回需給調整市場検討小委員会 資料3 P26の左側のポンチ絵で、3次②と発動指令電電源の重複は認められているとの認識であるため。 https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/jukyuchousei/2020/files/jukyu_shijyo_19_03.pdf	発動指令電電源は需給調整市場に応札することが可能であるため、電源Ⅰ契約等契約電力には発動指令電電源は含まれません。
32	取引ガイド (三次②)	150	売買手数料単価の単位は【円/kWh】とあるが、送配電網協議会の公開する単位は【円/ΔkWh】となっており、意図するところは同じか。同じであれば、平仄を合わせて頂きたい。 https://www.tdgc.jp/j_information/2021/03/23_0959.php		不要な誤解をさけるため。	【円/kWh】は30分単位の売買手数料単価を表しており、【円/ΔkWh】は1時間単位の売買手数料単価を表しております。 ご指摘を踏まえて、取引ガイドの記載を【円/ΔkWh】に修正いたします。